○内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三島市

二　構造改革特別区域の名称　箱根西麓・三島焼酎特区

三　構造改革特別区域の範囲　三島市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　御殿場市

二　構造改革特別区域の名称　六次産業化を核とした観光特区

三　構造改革特別区域の範囲　御殿場市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　碧南市

二　構造改革特別区域の名称　醸造のまち碧南焼酎特区

三　構造改革特別区域の範囲　碧南市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　蒲郡市

二　構造改革特別区域の名称　蒲郡市にこにこ給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　蒲郡市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　倉吉市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び北栄町

二　構造改革特別区域の名称　倉吉・湯梨浜・北栄ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　倉吉市並びに鳥取県東伯郡湯梨浜町及び北栄町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　甘日市市

二　構造改革特別区域の名称　はつかいちワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　甘日市市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県安芸郡奈半利町どぶろく特区

二　構造改革特別区域の名称　奈半利町どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　高知県安芸郡奈半利町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　嘉麻市

二　構造改革特別区域の名称　嘉麻市フルーツリキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　嘉麻市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　五島市

二　構造改革特別区域の名称　椿の島・五島市どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　五島市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県鹿児島郡三島村

二　構造改革特別区域の名称　みしま村芋焼酎特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県鹿児島郡三島村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大津市、京都市及び宇治市

二　構造改革特別区域の名称　京都市認定通訳ガイド（京都市・宇治市・大津市地域通訳案内士）特区